

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る

「月次支援金」事前確認 について

さいたま商工会議所では、以下の事業者の方の「月次支援金」申請に係る事前確認業務を行っております。

- ① 会員企業
- ② さいたま市内の非会員企業

※事前確認の予約には「申請 ID」が必要です。お持ちでない方は以下の URL より取得してください。

仮登録（申請 ID 発番）申請ページ

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>

※上記 URL は Google Chrome でご確認ください。

※4月・5月・6月・7月・8月・9月分の申請につきましては、事前確認の受付は終了しました。

※10月分の事前確認の受付は12月28日(火)までとなります。期日が迫っておりますのでご注意ください。

事前確認については予約制となりますので、お近くの支所へご連絡ください。

- ・浦和支所 TEL：048-838-7701
住所：さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 3 階
- ・大宮支所 TEL：048-646-4141
住所：さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 8 階
- ・与野支所 TEL：048-855-8011
住所：さいたま市中央区下落合 5-4-3 さいたま市産業文化センター5 階
- ・岩槻支所 TEL：048-756-1445
住所：さいたま市岩槻区本町 5-6-44 岩槻商工会館 1 階

※なお、一時支援金を申請（受給）された方におかれましては、一時支援金申請時の申請 ID・事前確認番号を使用しますので、月次支援金の事前確認は不要です。申請時の ID 等を忘れた、という方は月次支援金事務局へお問合せいただきますよう、お願い申し上げます。

また、2021年新規開業特例の対象となる方は、月次支援金事務局設置の登録確認機関でのみ事前確認を行うこととなっておりますので、月次支援金事務局へお問合せいただきますよう、お願い申し上げます。

【月次支援金に関するお問い合わせ・相談窓口】

月次支援金事業 コールセンター 0120-211-240

[IP 電話等からのお問い合わせ] 03-6629-0479 （通話料がかかります）

受付時間 8:30~19:00 （土日、祝日含む全日対応）

「月次支援金」ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>